様式第３

会　議　録

会　議　名	令和８年度　第１回野田市廃棄物減量等推進審議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	１　指定ごみ袋制度における記名制の廃止の可否、並びに記名制を廃止した場合の違反ごみの対応策について（公開）
日　時	令和８年７月２９日（水） 午前１０時から１１時３０分まで
場　所	野田市保健センター３階　大会議室
出席委員氏名	会長　木村　吉郎 副会長　林　元夫 委員　岡部　勝廣　小林　明雄　渡邊　康子 竹澤　豊　中川　喜美子　佐喜川　大介 石山　美代子　西村　久行　福田　正 石原　冨美子　岩本　光善　根本　富雄 大森　俊生　柳沢　享二　四方　薫 池端　えり子　野口　隆男　島田　省一 櫻井　隆
欠席委員氏名	委員　松田　謙太　横川　清人　五百川　和家恵 羽富　侲之　藤井　愛子
事　務　局	鈴木　有　（市長） 今村　繁　（副市長） 小沼　京治（環境部長） 池岡　貴志（清掃計画課長） 知久　剛巳（清掃管理課長） 林　由美子（清掃計画課長補佐） 花嶋　智史（清掃管理課長補佐兼管理係長） 柏倉　一浩（環境部調整官） 久保　祐介（清掃計画課ごみ減量計画係長） 皆川　賢一（清掃計画課ごみ減量計画係主任主査） 玉置　英之（清掃計画課ごみ減量計画係主査） 長田　悠太（清掃計画課ごみ減量計画係主任主事） 小林　拓未（清掃計画課ごみ減量計画係主事）

傍　　聴　　者	１名
議　　事	令和８年度第１回野田市廃棄物減量等推進審議会は、次のとおりである。

１　開会

・事務局より５点連絡事項

①会議の成立について

②会議録作成による録音について

③会議の公開について

④新たな審議会委員の紹介

⑤本会議資料の確認

２　会長挨拶

３　市長挨拶

４　諮　問

市長が諮問書を読み、会長に渡した。

会長が市長から諮問書を受領する。

５　議題（１）指定ごみ袋制度における記名制の廃止の可否、並びに記名制を廃止した場合の違反ごみの対応策について

≪　議　案　説　明　≫

≪　質　疑　応　答　≫

Ａ委員

資料の６　違反ごみ対策などについての⑴から⑶については、モラルの向上、危険と安全の確保だと思います。⑷⑸については、ルールの定着だと思います。

他の無記名の市の状況を聞いても、足利市は人口が近いと思うが、廃止後もごみが減量できているという説明だったが、野田市では先ほどの説明の対策があって、かつ自治会の方々がいろいろ対応してくださっていることで、今の野田市の状況があると思います。

記名を廃止した市では、廃止前と廃止後でごみの量が減っている。これは、細かい理由、内容があるのではないか。こういったところがポイントでしたよというところを逆に知って、それが設備や方法を変えないといけないとか、費用がかかると思うが、費用をかけないでやったことなのかどうかというのが明確でないと、というところがある。

その辺を踏まえた上で、他市の内容がもっと分かれば、お願いします。

小沼部長

今回提示させていただきました足利市、さくら市、富津市は、記名制を廃止するに当たって、特に何か施策を講じたということはないとお聞きしております。

廃棄物減量等推進員の代表者会議というのがありまして、その中でも本当にこれでいけるのか、不法投棄や違反ごみが増えるのではないかというような御心配の声も我々も伺っておりますので、今回諮問をさせていただきましたが、我々もこの３市に限らず、いろいろな状況、情報を入手しながら、また代表者会議の皆様の御意見をお聞きしながら、どういった対策が必要になってくるのかというのはしっかり議論をさせていただいて、改めてこの審議会に御提案をさせていただきたいと思っております。

これで終わりということではなくて、その辺の情報収集、また対策というものは市としてもしっかりと検討して、また御提案申し上げたいと考えているところでございます。

Ｂ委員

名前を書かなくても違反ごみはそんなに増えないと思うのですけれど、増えた場合でも増えない場合でも、市はここまではやるからこれ以外は各自治会や推進員でやってほしいと考えているか、聞きたいです。

池岡課長

詳細につきましては、今後の代表者会議で決めていきたいと考えておりますので、この場での線引きは申し上げることができません。

Ｃ委員

違反ごみの対応について、足利市、さくら市、富津市という形で書いてあるのですけれども、取り残しのごみ対策で、自治会で処理と書いてあります。柏市や流山市においても、集積所を管理している自治会に任せている状態のようですが、自治会の加入率が下がっているのに、何で自治会でそんなに負担しなくてはいけないのかと思っております。

それと、外国人の不法投棄が多く、名前も書かずに５袋、６袋平気で捨てていることがあります。管理会社に電話しているけれども、なかなか管理会社も対応してくれないという状態で、このような状態ではどんどん自治会加入率が下がってしまうと思うのです。自治会に入らなくてもごみは出せるのだ。その負担が、全部自治会に来ていると思うが、その点をどう考えているのか、お聞きします。

池岡課長

資料には自治会と書いてありますけれども、自治会ということで決めているわけではなくて、地域の皆様という代表的な単位として、自治会と書いていると考えていただければと思います。

外国人の対応につきましては、市としても課題だと感じております。資料にも

記載してありますが、ごみ出しルールに関する講座を開催し、外国人にも周知徹底を図っていきたいと考えております。

Ｄ委員

その辺の講座を実際に開催されたそうですが、出席者数はどれぐらいだったのですか。たくさん出席してくれたのか、少なかったのかを知りたいです。

池岡課長

７月に計３日間開催し、合計で30名程度出席していただいております。国籍は多岐にわたりまして、中国、タイ、フィリピン、カンボジア、ガーナ、ベトナム、パキスタン、イラン、インド、スリランカ、マレーシアになっております。

Ｅ委員

木間ケ瀬に住んでいまして、自治会の役員もさせていただいていて、本当にごみの問題は重要です。市としては、無記名にしたい方向ですか。

池岡課長

個人情報保護法、社会環境の関係から、現状のまま継続していくことは難しいと考えております。

Ｅ委員

今までは名字を書いていましたけれども、イニシャルにしたら個人情報にならないかなと思ってＳＮＳで検索してみたら、特定のコミュニティの中では名字が推測できますから、そういうところでもイニシャルも難しいですか。

池岡課長

顧問弁護士からも聞いているのですが、個人を特定できるような表記であると問題があるのではないかと伺っておりますので、イニシャルでも特定できるような状況であれば、難しいと思います。

Ｅ委員

やはり積み残し、持って行ってくれなかったごみを処分するのは、すごく精神的なストレスがあるのです。実際、余り不潔な物があると嫌だし、病気ももらいたくないし、いろいろなことを考えると、残された物を処分するのはかなり負担が大きいです。市職員が毎回来てくださるわけでもないと思うので、できるだけその残った物がどなたの物かが分かるような方法がと思ったのですが、イニシャルも駄目ってことですね。

例えば、名字のＮだけ書いておくと、集積所の利用者の中では分かってしまえば特定されてしまうから、個人情報保護法に違反になってしまうのですかね。法的に無理ならば、もうそのイニシャルを諦めるしかないのですけれども、法律のことは私は全く分からないので、できるだけ残った物をすぐに見て、捨てた人に返せる状況がないと、ごみが残ったときにとても困ると思いますし、私のところの場合は、担当の方がごみが残っていたら処分をすることになっているのですけ

れど、ごみが残っていると余り気持ちのいいことではないですよね。だからなるべく捨てた人が分かった方がうれしいというか、多分市民の人も賛否両論があるだろうからこういう審議会があると思うのですけれども、名字のイニシャルだけでも個人情報保護法に反しますかという質問です。

小沼部長

御心配はごもっともでございまして、イニシャルや代替方法については、今後議論をお願いする中で、そういった審議をお願いすることも考えておりますが、フルネームを記載することについては、顧問弁護士の見解も含めて、継続が難しいというのが今の判断でございます。

廃棄物減量等推進員代表者の方からも、現場の事情をよく御承知でございますので、そういった御意見を頂いておりますので、審議会と並行して開催という形になりますが、代表者の皆様からも、率直な御意見を頂いて、これで進めていこうという形で、ある程度理解いただけるような提案を、市としてもしていきたいと考えております。

その中で、改めて審議会にも御提案申し上げたいと思いますので、その時点で改めて御意見をいただければと考えております。

E委員

名字と名前のイニシャルは、個人情報保護法の観点から難しいと思うのですけれど、名字だけでも個人情報保護法に違反するのか。私は法律は分からないので、名字だけでも駄目ですかというのを、弁護士に聞いていただけると有り難いというのが本音です。残されたごみはすぐに捨てた人に返したいので、よろしくお願いします。

今村副市長

結局、集積所の状況にもよると思います。例えば、余り集積所の人数がいなければ、頭文字一つでも分かってしまう。個人が特定されるものは駄目ということになると、すぐに捨てた人が分かって返せるというのはなかなか難しいということで、捨てた人が分からないとすると、例えば推進員に登録番号を教えておいてとなると、今度は推進員に相当な負担がかかってくるということになるので、特に取り残しについての処理は本当に問題だと思っております。

市でも、これなら安心だということまでの解決策を持っておりませんので、先ほど言ったように足利市、さくら市、富津市は、実際に行ってまでの確認をしておりませんので、例えば自治会で処理というのは具体的にはどういうことをやっているのか。その辺も詳細に聞いた上で、どういう方法がいいのかということも、今後お示ししていきたいと思います。その中で、市の職員が毎日市内を回っていくというのが、果たして費用的にもできるのかどうかという問題もありますので、大変難しい問題だと思います。

個人情報保護法からすると、基本的に今のルールは無理だろう。無理というか、違法になってしまう。訴えられれば必ず負ける、というふうに言われておりますので、それは今の制度を変えることはもうやむを得ないと思っております。いかに有効な制度でも、違法であれば無理だということなので、どういう方法がいいかということを、今後しっかり調査をした上で、こんな方法はどうだろうかということで御議論いただきたいと思っておりますので、申し訳ないですが、今日の段階ではなかなかいい答えが出ていないというのが現状でございます。

Ｆ委員

これまでの議論の中で感じたこと、これから言うことは我々も代表者会議で議論しなきゃいけない課題だということでお話したいと思う。

一つは、長期にわたる新型コロナ感染対策で、違反ごみを触るなということで、我々推進員も触っておらず、市でも回収してくれている。これが７～８年も続いているということで、記名制の廃止により、住民のごみ分別意識が希薄化しないかという心配があるのですね。現状でも、可燃ごみの分別状況を市が毎年事業概要ということで結果を出しているのですけれど、ここ数年のデータを見てもプラスチック、ゴム、瀬戸物などが２割以上入っているのです。要するに、間違って出しても回収してくれると思ったら、分別しなくなるのではないかという懸念があるという問題です。

それから、ごみ出しルールに基づいて対応している廃棄物減量等推進員、集積所の当番の住民が、取り残しのごみ袋の処理をどうするか。市が回収しますというけれど、それまで何日かかるのか。これもまた議論しなくてはいけない話ですよね。代表者会議でも議論しなくてはいけないと思うのですが、回収されるまでの間、推進員は全くそっぽを向いていていいのかということになるのですね。当番が、残っていたらチェックして、残したまま積んでおきなさいとかいうことまでしなくてはいけなくなる。そういう問題があるのではないかと思いますので、こういう問題に対しての早急な対策、安心して取り組める環境整備が必要ではないかと思います。

記名制が持つごみ出しに対する一定の制約、分別効果というのが、名前を書かなくなることによって、その効果がなくなるのではないか。それから、新型コロナ感染の影響で、分別不十分でも収集できたことによる気の緩み、これと併せて、改めて集積所利用者である住民へのごみ減量と分別ルールの徹底、資源化の促進をチラシ、回覧、市のホームページ、ＬＩＮＥ、さんあ～るなどでＰＲするのは当然ですが、公共施設への案内掲示、市内各種団体を通じた市民への案内をしてもらう。あらゆる方面からもやる。

学校もと思うのですが、学校の先生が野田市の住民ばかりではないですよね。ということは、野田市のごみ出しルールを知らない可能性もある。先生がどうや

って子どもに教えるのか。そういう点では、新しく野田市に来たら、郷に行っては郷に従えですから、学校の先生にも野田市のごみ出しルールを、子どもにも言えるということにしないと、何でも燃やしている自治体から来ている先生は、何でも燃せばいいよと話していたら、もうそれで終わりです。だから、教育委員会を通じた対応も必要ではないかなと思って、幾つかお話しましたが、これは我々も議論しなくてはいけない。代表者会議でも議論することがいろいろありますから、何か問題提起があればお願いしたい。

記名制の可否ということで出ているので、これについては記名制は30年たちましたけれど、平成７年からすごいことをやったなと思う。３割のごみを減らした。その後もずっと続いて、704グラムから150グラム以上ごみを減らしている。これは記名制の持つ効果が相当あったと思っているのですけれども、その30年間に野田市が取り残されたのかよく分かりませんが、デジタル化の急速な進展、個人情報の対応理由で漏えいとか不正利用の不安が高まって、都心では不安が多いのだろうなと思いながら、個人の権利と利益などが個人情報保護に万全を期すためということで法律ができて、更に数度の改正でどんどん規制が強化されてきた。そういう中で、ごみの適正処理のための記名制もずっと続けてきたけれど、よく見たら外堀が埋まっているという状態ということで、代表者会議でも市からの提案がありましたが、これはしょうがないねという方向でいるわけです。裁判で負けるようなことをやるなんてみっともないことはやるべきではないと思いますけれど、その場合の推進員に対する負担はどうなのか。それによって私が心配するのは、推進員になる人が減ってしまうのではないか。自治会の当番もやらないよということが出てくるのではないか。

コロナ以前は、袋の中を開けて見ていました。それで中にある封筒などを見て、住所が書いてあれば捨てた人に持って行くということをやっていたのです。だけれどももう８年もたっていると、今更どうやるのか。新しい推進員でも難しいと思います。だからそこを考えなくてはいけないけれども、とにかく記名制そのものについてはしょうがないねというのが我々の考えですけれども、廃止した場合の、今申し上げたようなことをどう乗り越えるかということが課題なので、また皆さんから意見があれば聞いてもらいたい。よろしくお願いします。

G委員

取り残された場合、昔は中を見て対応しましたけれども、今はそれをやっていません。私も推進員をやっているけれども、外から名前が見えるものは対応できる。ただ、袋を開けてとなると、特に可燃ごみでは中に何が入っているか分からないので、みんなやりたがらないですし、その対応をどうするのか。それに当たって、ごみと言っているが、あれは最後に清掃工場で処理するからごみなのですよね。所有者の占有権が離脱するのはどの時点なのか。中身を探るとなると、そ

の辺も問題になってくるのではないかと思うのです。

集積所に置いた段階で、もうその人から所有権を離脱したのかどうか。それも調べていただかないと、地域で対応するにしても、気が引ける問題があるかなと思うのです。名前が見えていれば、あなたのだと言えるけれど、中身を探るとなると捜査権、調査権を住民が持っているわけではないですから、そのところを考えていただきたい。

もう一つ、取り残しが置かれていると非常に困る問題があるのです。路上を集積所にしているところが結構あるのです。今ネットでごみを覆っているが、少しでも隙間があれば、小動物や鳥がいたずらしたり、中に入り込んだりして道路に散逸するのです。取り残された物を誰がいつ処理するのかという問題があって、今それぞれの集積所の当番がいても、当番が奇麗になったネットを畳んでしまうことすらなかなかできない。大体高齢の人が昼間いるからやるということで、当番に若い人が当たると、夜までそのまま放置されているということがあったりするのですね。その問題も地域としては悩ましい。

そういう意味では、残置するときの対策として、例えば流山市だと路上でもネットで折り畳み式のボックスがあります。せめてあれくらいは許可してもらえないか。設置するという方針でもないと、残った物が猫にやられたり、散らかったりしてごみを車が踏みつける。そういう片付けを嫌な思いをしてみんながやっているのです。そういったことも含めた対策を検討して提案いただけないかと思います。

小沼部長

貴重な御意見ありがとうございます。集積所によって条件も違うと思います。その対応をどう取っていくのかというのを今この場でこうしますというのは言えませんが、所有権の問題は、例えば資源物は集積所に出したときに、市の物ということで条例で規定しております。ごみについては特にございませんが、御心配されているように自分の物だと主張されることも考えられますので、そういったところも含めて整理をしてまいりたいと思っております。

今後、道路上の取り残し、衛生上の問題、事故といったこともありますので、それらを処理する現実もございます。そういったこともいろいろお聞きした中で、対応策を検討してまいりたいと考えております。

H委員

４点ほどあります。まず１点目。記名制を廃止しなければいけない社会変化というか、その状況については理解もできますし、理解を得ることは、可能だと思うのです。２点目として資料の３ページを見ていただきますと、課題の⑵集積所管理者への負担増というところで、管理者による再分別などの負担が増加する懸念があるという表記があるのですが、今までの意見の中にも出てきましたように、

現在取り残しごみの再分別はしていないわけです。感染者が減ったとはいえ、コロナもございますし、インフルエンザもございます。そういう危険性を排除したり、またそのごみを開けて調べたりすること自体がプライバシーの侵害になる。個人情報の侵害になるっていう考え方もありますので、当番であれ推進員であれ、その一般市民がごみを開ける。再分別ということが、対策として中に挙げられ、課題として挙げられるという点は、お考えいただき直した方がいいのかなというのが２点目です。

３点目として、30年以上にわたって続けてきたこの制度を根本的に変更するに当たって、余りにもこのところの進め方が急過ぎるというところで、地区連絡会を開きましても、一部の市議会議員が選挙のときにごみ袋記名制の廃止をおっしゃった方もいらっしゃるので、一般市民も気になっている方が多くて、それを地域の推進員が質問を受けていたり、代表者ではない推進員も御心配されていたりする状況があります。心配というのは、結局は取り残されたときにどうするのかというのが一番だと思うのです。自治会が集積所を管理するわけではなくて、野田市の場合は利用者全員が管理するというのが条例でうたわれておりますので、当番制の有無に関わらず、一般市民全員が責任を持たなければいけないという状況にありますので、その中で、納得がいくような対応策があって変更するのであればいいのですが、対応策がない状態で、記名制だけを廃止しますというのが先に進んでしまうと、非常に混乱を生じる懸念が強いという点をしっかり考えて、ある程度の対応策がきちんと出た上で、廃止に持っていくべきではないかと思います。

それを踏まえた上で４点目として、今までの会議の中で、記名制については令和８年度で解決をしたい。有料化について令和９年度以降お話をしたいという話の進め方の提案があったと思いますけれども、現状もその方向でお考えなのかということについて確認させていただければと思います。

小沼部長

御意見ありがとうございます。課題として再分別の話を挙げさせていただきましたが、これからどういう取り残し対応策を採っていくかというのは、しっかり議論をしたいと思っております。

それには、やはり現場を知る皆さんの声をよく聞いて、いろいろなパターンを想定しながら議論を深めていくことが大切だと思っております。今後は代表者の皆様には引き続き御苦労をおかけしますが、いろいろな御意見を頂きながら、御議論いただきたいと思っております。

今まで声を聞かせていただいた中では、違反ごみに対する対応、負担を考えて、どういうふうにやっていくかというのが一番の焦点だと思っております。そのためには、今後当番の方も排出する市民の方もそうですけれど、推進員がどこまで

関わっていくのか。それに対して市がどこまで入っていくのかを決めていくことが、最終的には必要なのかなと思っております。

そのことにつきましても、今後しっかりと議論をさせていただいた中で、御提案する形に持っていきたいと思っておりますので、委員のおっしゃいましたように、最初の代表者会議では市としては今回の記名制の廃止につきましては、法令に関わる問題でございましたので、なるべく早くそういったものをクリアしたいという趣旨の考え方がございました。現時点では、ごみは全市民に関わる問題でございますので、しっかりと議論をして、皆さんに御理解いただけると判断を頂いた中で進めていくべきだと思っておりますので、今回の諮問につきましても、いつ答申を頂きたいというような時期を決める考えはございません。まずはしっかりと議論をさせていただいて、御提案をさせていただきたいと思っております。

H委員

対応策の御提案をいただけるというお話がございましたので、もう一点お願いしたいのが、個人情報に関する社会変化というのももちろんあるのですけれども、働き方もこの30年で随分変わってきておりまして、今現役世代の共働きが非常に増えていますので、昼間、大人は家庭にいない世帯が30年前に比べると非常に増えています。当番があっても、取り残しごみが出た場合に、当番が必ずしも片付けができるとは限らないという状況があります。特に道路上のような場所ですと、荒れてしまいますので、結局家にいる高齢者がその片付けを負わされる負担があるという現状もありますので、そういう不平不満が推進員のところに来る状況も実際ありますので、先ほど所有権、資源は集積所に出た時点で市の物になるという条例で明記されているというお話もありましたが、そのあたりを考慮していただいて、対策を提案いただければと思います。

Ｉ委員

地元で自治会長をやっているのですが、今年の１月に資源ごみを回収日の前日に出されてしまい、それを分別するために当番が来てやらなくてはいけないということがあって、自治会で班長会議を開いて、当日だけ受け付ける。前日は出さないようにということを徹底してやっているところです。

ごみも当日の６時から９時くらいまでに出していただいて、10時くらいには回収が済むのですが、取り残しされることも少なくなって、分別も本人が来てやるということで、落ち着いてきています。まだ記名制になっているので、前日に出すと分かってしまうので、当日持ってくるけれども、記名制がなくなった場合だと前日に持ってきて置かれた場合は分からないので、これから先どうなるのか。残されたときに、市に連絡を取っても、すぐには来てもらえない。生ごみだと、この夏の暑いときに置いておくと、近くの人から臭いから早くしてくれと電話がかかってきて言われるけれども、しょうがない。工場にわざわざ持って行くわけ

にもいかない。担当の人がその日に処理できないから、夕方に来て集積所を掃除しているけれども、市も取り残しされた場合に、生ごみに対しては、直ちに動いていただくような形をとっていただきたいなと思っております。

小沼部長

御意見ありがとうございます。例として自治会の中の対応についても御紹介いただいたと思っておりますけれども、ごみの減量につきましては、そういった地域の皆様の力が大きな効果として表れる制度、仕組みが重要だと思っております。

市といたしましても、当然、今頂いた御意見も踏まえて検討させていただきたいと考えておりますが、行政が一方的にルールを作っても徹底されないと思っております。

ですから地域の皆様、推進員の皆様のお力も借りつつ、一番は搬出される市民の意識を変えていく。それが一番重要だと思っておりますので、そういったいろいろな御意見を頂きながら、市としても対応策を今後検討してまいりたいと考えております。

今村副市長

補足、訂正させていただきます。今の制度は30年以上やってきて、記名制を基本とした核として野田市で作り上げてきた制度で、十分成果があるわけですけれども、これを個人情報保護の観点から廃止せざるを得ないとなると、そもそもの記名制を廃止した今までのルールで地域の中で解決できるのかというのがそもそもの問題だと思っております。

ルールを変えるので、いろいろ行政としても考え方を変えていかなければいけないと思っておりますので、まずは他団体がうまくいっている情報をしっかり直接確認して、どちらにしても100%というのは、あり得ないと思っています。

記名制はもう廃止せざるを得ないので、行政としても新たな視点でこれから考えて提案しなければいけないと思います。地域の方を中心にというだけでは具体的ではないので、具体的な話をしていかなくてはいけない。それでも100点はないと思っておりますけれども、いずれにしても行政ですから法律は遵守しなければいけない。これは最低のものですので、その中で何ができるのか皆さんと話し合ってと思いますので、よろしくお願いします。

Ｆ委員

いずれにしても今のごみ袋引換券の無料配布で記名制という形は、千葉県の中で野田市しかやっていないし、全国の自治体でも多分ほとんどやっていないのではないかと思うのです。そういう中で、東京から転入してきたりすれば、マスコミがテレビでも年中プライバシー、プライバシーと言っているので、そういう方が転入してきて、市にも何件か電話がかかっているという話は聞いておりますけれど、野田市全体で考えれば、長く住んでいる人には全然大きな問題になってい

ないし、ごみの記名問題での訴訟は30年間にはないですよね。

だからといって、記名制の廃止はしょうがないということで、その問題はクリアせざるを得ないと思っているのですけれども、副市長がおっしゃったように、やはり社会環境、世の中が大きく変わりすぎてしまって、野田市がそういう面では若干、東京から離れているから遅れているのかなというくらいに思わざるを得ない感じでいるのですが、それでもしっかりと、自分の立場を持ちながらごみの減量を着実にやってきているという、これは自負できる部分ですよね。

別に確認しておきたいのは、資料４ページの⑸に、市職員による直接指導と書いてあるのですけれども、その前段に書いてあるルール違反が改善されない場合とは何を想定されているのか。それからその改善されないことについて、誰が市に連絡するのか。推進員なのか当番なのか。そういうチェックをしなくてはいけない。チェックしないなら、市は動かないよと、極端にはそう取れるような文章です。すごく奇麗に書いていて、市がやってくれるとなっているけれど、多分難しいと思うのです。だからやるのだったら、もう少し書き方を考えないと、まして名前を書かないから誰が出したか分からないのに、どうやって犯人を特定するのか。この文書は奇麗なのです。けれど、犯人という言い方はよくないが、違反者をどう特定するかということもある程度理解した上で考えたらいいのだけれど、そうでないと絵に描いた餅みたいなことで、市は動きますと言っているけれど、実際できないよということだったら書かない方がいいし、何か考えがあるならば教えていただきたい。

小沼部長

市の直接指導ということでございますけれども、今までの例として、ここの方がルールが守られていないのでということで、実際に指導させていただいたこともございますので資料に書かせていただいております。市でも、特定のされ方はそれぞれだと思いますけれども、市で指導していくことも必要だと思っておりますし、市でどこまで入っていくかということも重要な議論の一つだと思っております。

ここで、こういったケースで入りますとか、特定方法はこうしますというのを明確に答えられる材料は持っていなくて申し訳ないのですが、今後議論していく中では、そういったいろいろな可能性を含めて、どういった制度が皆さんに受け入れられて、市の制度として新たな施策を進めていただけるような段階になるのかというのを十分御議論していただきながら、我々もいろいろな情報を取りながら、進めていきたいと考えております。

Ｆ委員

これは推進員の立場だと、今みたいな話になってしまうけれども、一般市民という立場になれば、市による直接指導が入っていることは影響力、抑制効果があ

るかなとも思うので、削除することはないのだけれど、専門でごみをやっている推進員の立場からすると、その前にどうやってということが改善されないということは何回も繰り返されているという話だから、今までは名前が書いてあるから市に通報して、この人がというのを何回かやったりして、指導はできるけれど、今度は名前も書いていないのでどうやってそれを見つけるのかとなるけれども、今自分で話しながらいろいろ考えてみると、抑止効果という点では、直接指導はあった方がいいかなと思う。自分で言っておいて否定するみたいだけれど、やはりそういうことも一般市民向けにはいいのかなと思いながら、しかしどうやって改善、指摘するのかというそういうルールも、推進員に対しても、こうやってやりましょうということを明らかにしながらやらないと、正に絵に描いた餅になってしまう。けれども、絵に描いた餅があった方がいいという場合もあるからということで、御意見申し上げました。

今村副市長

示した５つのごみ対策も、事務局の方でも申し上げましたように、具体的なものができているものではなく、市職員の直接指導も先ほど言ったように今の記名制度の中で基本的にやってきたことの延長線でやる程度のもので、この言葉については抑止効果は期待できるということは言っていただいたのですけれども、この言葉は今日の段階では、今まで推進員、自治会に任せていたことを、行政ももっと主体的に取り組みますよという意味で理解していただければと思いますので、よろしくお願いします。

H委員

記名制の廃止という言葉が使われているけれども、一点確認したいのは、記名制を任意にするという選択肢はどうなのかなというところで、例えばごみ袋に今記名する欄がありますよね。それを残していただいて、書かなければいけない、ではなくて、書きたい人はどうぞという形で、一応残していただけるのかどうか。というのは、例えば自分がこのごみには自分として責任を持ちますよという意思表示として記名をすることも、可能性としてはゼロではない。若い方は嫌だとは思うけれども、地域の中でそういう人がいて、あの人が書くんだったら私も書いておこうかなとか、希望的観測ではありますけれども、一部任意として、記名をする道を残すというのは、可能性として市の方でお考えかどうか伺いたいです。

今村副市長

それについては、個人情報保護法上は特に問題はございません。個人情報についても本人の同意があればＯＫですので、本人が承知の上で記名するということであれば、個人情報保護法上は特に問題はありませんので、記名欄はそのまま残しておいて、任意というのも方法としては特に個人情報保護法上は問題がありませんけれども、それがどれだけ効果があるかどうか、他のいろいろな策と一緒に

考えていただきたいと思います。

Ｊ委員

川間地区に住んでおりますが、開発がものすごく進んでいて、名前を書かないで出す方が出てきているのです。これは多分、引っ越されたときには行政の方で説明をされて帰っていただいていると思うのですが、記名制の廃止はまだ決まっておりませんから。ただし、今はみんないろいろキャッチする情報が多くて早いのだと思うのですけれども、開発ですから軒数は決まっていて、やはり集積所の近くの方が、先ほどもどなたかが言ったように、いつまでもごみが置いてあるので、虫が入ってきて困っているのですと言われたのですけれども、推進員としては、転入されてきた方にも、まだ記名制の廃止がはっきり決まったわけではないので、しっかりと説明をお願いしたいと思います。

小沼部長

貴重な御意見ありがとうございます。現行制度は記名制でございますので、その辺は引き続き周知徹底してまいりたいと考えております。

Ｋ委員

記名制の問題と少しずれるかもしれませんが、減量の観点から考えると、他の市町村でやっている方法は、一般市民以外の小さい個人経営の店舗であっても、例えば床屋であっても、全部市の集積所に出してはいけないと。柏市が多分そうなのです。そういう方向でやると、野田市は不燃については、産業廃棄物で処理しなさいと言っていますので、今はそういう店舗をやっている人も、中規模くらいでも集積所に出しているところが結構あるのです。それをはじけば、不燃ごみだけでも減るのです。私どもでも許可をもらってやっているので、不燃ごみを今東京の品川に運んでいるのですが、向こうの処理場の人に言わせると、これ東京都は全部可燃、一般廃棄物ですと言われ、なかなか受けてもらえないのです。しかし、事情を説明すると、産業廃棄物で受けますということで受けてもらえるのですけれども、野田市で、私どもの顧客の床屋で切った髪をごみで業者に委託してくれているところは１件だけです。ほとんどの床屋は全部一般家庭ごみに出している。床屋を例に出して申し訳ないですけれども、小さい個人経営のお店も全部一般の集積所に出しては駄目だとすれば、その分だけでも減量になると思います。

それと、市の職員が立ち会ってやりますというのはすごいことですけれど、現実問題としては、まず不可能だと思います。これは問題が大きくなりそうなところ、若しくは任意で問題の起きたところに行って、市の職員がやるというのがいいですけれども、本当にこれをきちんとやろうとしたら、市の職員が環境部だけでも1,000人くらい用意しないと多分できないと思います。だから文章で書くのはいいですが、現実的には不可能かなと思います。

現在、市の収集の受託を私の方でもしているのですけれど、その中で違反ごみを100％排除しますということでステッカーを貼ることにしたら、半分は収集せずに置いてこなくてはいけないのが現状です。要するに、見た感じで、瀬戸物、缶が入っている。これはもうしょうがないからステッカーを貼ってきます。しかし、可燃ごみの袋の中にビニールが少し入っているものは、もう回収してきます。そうしないと、まず市に業者が置いていったという苦情がもう毎日何百件入るか分からないほど混ざっています。ですから、日本人の悪い面なのかもしれませんけれど、表向きは皆さんが言っていることはいいことですよねと言いながら、面倒くさい。このくらい分からないだろうということで入れてしまうという人が多いのではないかなと思います。現実、そういうごみが出ています。

収集業者に対して、どのくらい違反ごみが出ているかという統計を市でやったのですけれども、正式にやるとものすごい数になるのです。業者によっては、正式には全部違反ごみになりますとやった業者もありますし、このくらいは違反ごみにしてもしょうがないだろうということで、ビニールが入っていても回収してしまっている。

なぜそうなのかというと、市のごみ収集に対する長い歴史がある。最初は全部市の職員で収集していました。その頃は、違反ごみに対してはある程度はきちんと対応したのです。それが委託が始まるとなったときに、急に変わったのです。これは私の余計な詮索で違うかもしれませんけれど、委託は困るので、違反ごみでも何でも全部回収してしまおうと１回奇麗に片付けた経緯がある。ですから、私どもはそれを例えば半分残した場合に、人によっては市の職員はこれは持って行ってくれたよと言われてしまうのです。今そういう人もだんだん減ってきていますけれども、そういうのが実際にあるのです。

だから、こういうことを市の審議会でやるのはいいのですけれども、私としては、市職員もしっかりそれを受け止めて考えてもらいたい。本当にそういうことを言っているかどうか疑ってしまっては悪いですけれど、きちんと調べて対応していただきたい。そうしないと、収集業者が全部それを負わなくてはいけない。例えば、今の条例でやろうとすると、全部違反ごみを置いてきなさいとなった場合に、ものすごい量になるし、実際に違反ごみかどうかは業者が判断しなくてはいけない。そうすると、作業量がものすごい増えるのです。そうすると今までは時間的に１日で回収できたのが、例えば５時までに終わるのが７時頃までかかる。最初の頃は５時過ぎて工場に持っていくと、計量の窓口でものすごく怒られた。そうすると、その業者は１台の委託料金しかもらっていないのに２台で収集したりしないと、時間内に終わらない。そういうことがあっても、それは表に出ないのです。皆さんに言うのは私初めてですけれども、そういう負担が決め方によっては、業者に全部行ってしまう。そうすると、やりきれなくて収集時間が遅くな

ってしまう可能性があることも考えて、私としては一番いいのは、出された物の中に缶、瀬戸物、ガラスが入っている物は置いてきてもしょうがないですけれども、それ以外の物は１回全部業者に回収してもらう形をとらないと、ものすごい混乱すると思うのです。

もう一つ、足利市などの資料がありますが、これは多分、人口減による減少だと思うのです。人口の資料もあるが、何年を基準に減っているとしているのか。そのときの人口はどうなのかということで資料を見ると、割合、グラム数からして、多分人口減による減少ではないかと思う。一概に人口減だけだとは言いませんけれども、全体を人口で割れば、人口減が理由だと思いましたので、付け加えておきます。

長い話になって申し訳ないですけれど、業者の立場で一言言わせていただきました。

小沼部長

ごみ出しのルールについても、これから議論していくことになりますので、実際には収集、取り残しをするのは、市が直接収集している部分もございますが、今委託している事業者も含めて考えていかないと、最終的に制度としてうまくいかないのかなというのは思っておりますので、今後、その辺も含めて考えてまいりたいと思います。今回、記名制を廃止した後の状況ということで、３市提示させていただきましたけれども、実際に今回電話で担当者に状況を聞かせていただいたという形でございますので、今後その辺は詳細に確認してまいりたいと思っております。今後それらも含めて他市の状況等については広く情報収集に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

木村会長

ありがとうございました。

それでは議題⑴指定ごみ袋制度における記名制の廃止の可否並びに記名制を廃止した場合の違反ごみの対応策については、継続審議ということでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

６　その他

次回審議会日程連絡

７　閉会

会長から閉会挨拶